

### 長崎県少年保護育成条例施行規則

昭和三十三年十一月五日 長崎県規則第六十七号  
(昭五十三規則二十四・改称)

#### (趣旨)

第一条 この規則は、長崎県少年保護育成条例(昭和五十三年長崎県条例第十七号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (昭四十六規則三十一・昭五十三規則二十四・昭五十六規則二十三・一部改正)

#### (指定の公示)

第二条 条例第三条第一項(有害興行の指定)、第四条第一項(有害図書類の指定)又は第六条第一項(有害がん具類の指定)に規定する指示の公示は、様式第一号その一、その二又はその三によるものとする。

#### (昭三十九規則八十五・昭四十六規則三十一・昭五十三規則二十四・一部改正)

#### (興行者の掲示)

第三条 条例第三条第三項(興行者の掲示義務)に規定する標識は、様式第二号によるものとする。

#### (昭五十六規則二十三・一部改正)

#### (有害図書類とする書籍等の写真等の内容)

第四条 条例第四条第三項第一号に規定する写真若しくは絵又は同項第二号に規定する場面の内容は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしたものを含む)
  - ア 大腿部を開いた姿態
  - イ 陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態
  - ウ 自慰の姿態
  - エ 愛撫の姿態
  - オ 排泄の姿態
  - カ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもののいずれかを被写体とした写真若しくは描写した絵又は描写した場面(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしたものを含む)。

ア 男女の性交又は性交を連想させる行為

イ 強姦その他の凌辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

(昭五十六規則二十三・追加、平八規則六十四・一部改正)  
(審査団体等)

第四条の二 条例第四条第三項第三号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

- (一) 日本映像倫理審査機構
- (二) コンピュータソフトウェア倫理機構
- (三) 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構

2 条例第四条第三項第三号に規定する規則で定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものは、前項に掲げる団体が、十八歳未満の者に対して販売、貸付け等を禁止した図書類とする。

#### (平十九規則二十六・追加)

#### (有害図書類の陳列場所の掲示)

第五条 条例第四条第七項(販売業者等の掲示義務)に規定する標識は、様式第三号その一によるものとする。

(昭五十六規則二十三・追加、昭六十一規則十九・一部改正)

#### (改善勧告)

第五条の二 条例第四条第八項(改善勧告)に規定する勧告は、様式第三号その二によるものとする。

#### (昭六十一規則十九・追加)

#### (措置命令の様式)

第六条 条例第五条第一項(広告物に対する措置命令)及び条例第十條第五項(自動販売機又は自動貸出機)以下「自動販売機等」という。)による販売等の制限)に規定する措置命令は、様式第四号によるものとする。

(昭五十三規則二十四・追加、昭五十六規則二十三・旧第四条線下・一部改正、平八規則六十四・一部改正)

#### (有害がん具類とする器具等の内容)

第七条 条例第六条第三項に規定する有害がん具類は、性に関する器具、がん具その他の物品で、次の各号の一に掲げるものとする。

- (一) 性的興味をそそるため、性行為又は性器を題材として製作された物品
- (二) 性行為を促進し、又は助長する器具(使用方法によっては、専ら性行為を促進し、又は助長するために使用することができまるものを含む)。

(昭五十六規則二十三・追加)

#### (特定薬品等)

第八条 条例第七条第一項に規定する特定薬品等は、次の各号に掲げるものとする。

- (一) 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号)第五十條第八号の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品。ただし、薬事法第四十四條第二項に規定する劇薬及び同法第四十九條第一項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品を除く。
- (二) 有機溶剤(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三一八号)別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。以下同じ)。

又は有機溶剤の含有物  
(昭四十六規則三十一・追加、昭四十八規則五・一部改正、昭五十三規則二十四・旧第三條の二線下・一部改正、昭五十三規則六十四・昭五十三規則七十二・一部改正、昭五十六規則二十三・旧第五條線下、平十二規則九十の二・一部改正)

#### (自動販売機等の届出等)

第九条 条例第八条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、同項の届出は、次に掲げる書類を添付して様式第五号その一により行うものとする。

- (一) 自動販売機等を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあっては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
- (二) 自動販売機等により販売又は貸付け(以下「販売等」という。)を行う物品の種類
- (三) 自動販売機等を設置する年月日
- (四) 自動販売機等による販売等を開始しようとする年月日

2 前項に規定する届出に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (一) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
  - (二) 自動販売機等管理責任者の住民票の写し
  - (三) 自動販売機等の設置場所の土地又は建物为他人の所有又は管理に係るときは、その設置を承諾することを証明する書面
  - 3 条例第八条第四項(業者のちよう付義務)に規定する届出済証は様式第五号その二によるものとし、表示票は様式第五号その三によるものとする。
  - 4 条例第八条第五項(届出事項の変更等の届出義務)に規定する届出は、変更の場合にあっては様式第五号その四によるものとし、廃止の場合にあっては様式第五号その五によるものとする。
- (昭五十六規則二十三・追加、平八規則六十四・平十二規則二十九・一部改正)

(深夜営業の指定等)

第十条 条例第十四条第一項に規定する営業は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (一) 硬貨、メダル、カード等を使用することにより作動する遊技機(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項第八号に規定する国家公安委員会規則で定めるものを除く。)を設置して客に遊技させるもの
- (二) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させるもの
- (三) 設備を設けて客に水泳、スケート、卓球、庭球、野球の練習、ゴルフの練習、玉突き、ボウリング、アーチェリー等を行わせるもの
- (四) 客にインターネットを利用することができる通信端末機器等を使用させ、又は図書類を閲覧させ、若しくは視聴させるもの

2 条例第十四条第二項(深夜における興行者等の揭示義務)に規定する標識の様式第六号によるものとし、その揭示は深夜にわたる興行又は営業が行われる日の午後五時から当該興行又は営業の終了するまでの間とする。

(昭五十六規則二十三・追加、昭六十一規則十九・平二規則四・一部改正、平十九規則二十六・追加)

第十一条 削除

(昭六十一規則十九)

(立入調査を行う関係公務員及び証票の様式)

第十二条 条例第二十一条第一項に規定する関係公務員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が指定する。

- (一) こども未来課の職員
- (二) 福祉事務所の職員
- (三) 児童相談所の職員
- (四) 薬事法第七十七条第一項に規定する薬事監視員
- (五) 警察職員
- (六) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める者

2 条例第二十一条第三項に規定する証票は、様式第七号によるものとする。

3 関係公務員は、証票を紛失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

4 関係公務員が第一項に規定する身分を失ったときは、速やかにその証票を返還しなければならない。

(昭三十九規則八十五・追加、昭四十六規則三十一・旧第三条の二線下・一部改正、昭四十八規則五・昭四十八規則四十六・一部改正、昭五十三 規則二十四・旧第三条の三線下・一部改正、昭五十六規則二十三・旧第六条線下・一部改正、昭六十三規則二十五・平八規則六十四・平十二規則二十九・平十四規則二十一・平十八規則二十一・一部改正)

(審議会の組織)

第十三条 条例第十八条の規定による長崎県少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が命じ、又は委嘱する。

- (一) 学識経験のある者
- (二) 長崎県福祉保健審議会の委員
- (三) 関係業界を代表する者
- (四) 関係行政機関の職員

3 委員の任期を二年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とする。

(昭三十三規則三十二・昭三十九規則八十五・一部改正、昭五十三規則二十四・旧第四条線下・一部改正、昭五十六規則二十三・旧第七条線下・一部改正、平八規則六十四・平十二規則九十の二・平十四規則二十一・一部改正)

(審議会の委員長)

第十四条 審議会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、審議会の会務を総理する。

3 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(昭五十三規則二十四・旧第五条線下、昭五十六規則二十三・旧第八条線下)

(幹事及び書記)

第十五条 審議会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、関係行政機関の職員のうちから知事が命じ又は委嘱する。

3 幹事は、委員の職務を補佐する。

4 書記は、審議会の庶務に従事する。

(昭五十三規則二十四・旧第六条線下、昭五十六規則十三・旧第九

条線下)

(会議)

第十六条 審議会は、必要に応じ、そのつど委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審議会に、専門的事項を処理するため部会を置くことができる。

(昭三十九規則八十五・一部改正、昭五十三規則二十四・旧第七条線下、昭五十六規則二十三・旧第十条線下)

(委員長への委任)

第十七条 この規則に定めがあるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に必要事項は、委員長が定める。

(昭五十三規則二十四・旧第八条線下、昭五十六規則二十三・旧第十一条線下)

附則 この規則は、長崎県児童保護育成条例施行の日から施行する。

附則(昭和三十二年規則第三十二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年十二月二十五日から適用する。

附則(昭和三十九年規則第八十五号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例施行の日から施行する。

附則(昭和三十九年規則第三十一号)

この規則は、長崎県児童保護育成条例の一部を改正する条例(昭和四十六年長崎県条例第二十八号)施行の日から施行する。

附則(昭和四十七年規則第二十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十八年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十八年規則第四十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十二年規則第二十四号)

この規則は、長崎県少年保護育成条例(昭和五十三年長崎県条例第十七号)施行の日から施行する。

附則(昭和五十三年規則第六十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十三年規則第七十二号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五十六年規則第二十三号）  
この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和五十六年長崎県条例第十四号）の施行の日から施行する。
- 附 則（昭和六十一年規則第十九号）  
この規則は、長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例（昭和六十一年長崎県条例第二十号）の施行の日から施行する。
- 附 則（昭和六十三年規則第二十五号）  
この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二年規則第四号）  
（施行期日等）
- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。
  - 2 この規則による改正後の第十条第一項の規定は、この規則の施行の日の午後十一時以降の営業から適用し、同時刻前の営業については、なお従前の例による。
- 附 則（平成六年規則第十号）  
この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成八年規則第六十四号）  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十二年規則第二十九号）  
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十二年規則第九十号の二）  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則（平成十四年規則第二十一号）  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十八年規則第二十号）  
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十九年規則第二十六号）  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二十年規則第二十八号）  
この規則は、平成二十年七月二十五日から施行する。